写

第 6 号
収 27.6.-9 受
逗子市個人情報保護運営審議会

27 諮 問 第 10 号
2015 年（平成 27 年）6月9日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜 一

家庭ごみ処理手数料減免事務に係る個人情報の目的外利用
及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第1項第4号及び第2項ただし書の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】
環境都市部資源循環課 森下
内線 473

（別　　添）

担当所管名		環境都市部　資源循環課
事務の名称		家庭ごみ処理手数料減免事務
諮問の概要		家庭ごみ処理手数料減免事務において、減免対象者の事務手続きに係る負担を軽減するとともに、事務の適正かつ効率的な執行を行うため、事前に減免対象者のリストを備えることについて諮問するもの。
事務の目的及び根拠法令等		福祉政策上の要請による経済支援を目的として、平成27年10月からの家庭ごみ処理有料化の導入に当たり、該当世帯に指定ごみ袋を一定枚数配付する。 逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第30条第3項及び同条例施行規則第11条第3項
対象となる個人の類型・対象者数		①生活保護受給世帯　302世帯（3月末現在） ②児童扶養手当受給世帯　287世帯（4月末現在） ③特別児童扶養手当受給世帯　66世帯（3月末現在）
第10条関係	目的外利用・提供する個人情報の内容	社会福祉課：氏名・住所・電話番号・受給資格・世帯人数 子育て支援課：氏名・住所・電話番号・受給資格
	利用・提供先	資源循環課
	利用・提供の理由	家庭ごみ処理手数料減免事務において、事前に減免対象者のリストを備えることにより、減免対象者からの申し出に基づきその場で確認して指定ごみ袋を交付することが可能となる。それにより、減免対象者が交付を受けるために再度来庁する負担を省き、事務の適正かつ効率的な執行を行うことが可能となるため。
	本人通知	□実施 ■省略（理由：全戸配布する広報ずしの記事（別紙）により、本人通知に代えるもの。）